

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

栃木県木材業協同組合連合会

平成24年 9月 7日作 成

平成24年 9月 7日公 表

平成24年11月27日一部改正

令和 2年 3月 2日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

第一 目的

本実施要領は、栃木県木材業協同組合連合会（以下「県木協連」という。）が、平成24年9月7日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」に規定する「事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

2 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は原則として県木協連の会員とし、会員外の事業者は認定の対象とはしない。

また、事業者認定にあたっては、当該ガイドラインに基づき、原則として事業者単位での認定とするが、同一社内の部門別及び関連工場も認定できるものとする。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木協連に提出しなければならない。

2 前項の認定を受けた事業者（素材生産事業者）は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、森林法（昭和26年法第249号）第11条第5項の認定を受けた森林経営計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規程によりなお従前の例によることとされた森林施業計画を含む。）の「認定通知書」又は「伐採届」等の写しを提出しなければならない。

なお、「認定通知書」を提出した場合は、後日、必ず「伐採届」を関係機関に提出し、その写しを関係書類とともに保管しなければならない。

- 3 県木協連は、前項の認定を受けようとする事業者から、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定に係る経費の手数料として30千円（書類審査、現地審査）を徴収するものとする。また、審査委員会等の維持管理費及び定期現地調査費として認定期間中、毎年30千円を徴収するものとする。

なお、同一社内の部門別及び関連工場に対する認定手数料等は免除するものとする。

- 4 前項の規定は、認定期間の終了後の継続認定申請について準用する。
- 5 本実施要領に基づく事業者の認定に関連し、合法性・持続可能性の証明に係る認定事業者、栃木県産出材証明制度に係る登録業者の認定を受けようとする事業者は、別途定めてある当該実施要領第四の規定に基づくものとする。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 県木協連は、本実施要領に基づく事業者の認定のため理事長が指名する審査委員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及び発電用ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定するものとする。
- 3 県木協連は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

本実施要領に基づく事業者の認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いにかつ、それ以外の木質バイオマスが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳簿管理)

- ③ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存すること。
- ⑤ 本取組みの責任者が1名以上選任されていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木協連は、第四に掲げる審査により認定する事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を県木協連のホームページ等に公表するものとする。
- 2 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定の有効期間は認定の日から3年間とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は【別記3】とする。

第八 取引実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】で定める「発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木協連に報告する。
- 2 県木協連は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

県木協連は、必要に応じて、認定事業者による発電用ガイドラインに基づ

き証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は県木協連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木協連の行う検査に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

- 1 県木協連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木協連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消しがあったとき。
 - ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 県木協連は、認定を取消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1ア】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を県木協連に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、平成24年9月7日から施行する。

本実施要領は、平成24年11月27日から施行する。

本実施要領は、令和2年3月2日から施行する。

本実施要領は、令和2年4月1日から施行する。